

深谷市移動支援事業実施要領

平成 19 年 10 月 19 日部長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、深谷市とする。

(事業内容)

第 3 条 この事業は、深谷市地域生活支援事業実施要綱（平成 19 年深谷市告示第 183 号。以下「要綱」という。）第 11 条第 1 項に規定する地域生活支援事業者（以下「事業者」という。）により、別表のとおり、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を利用者と援護者が 1 対 1 で支援するものとする。ただし、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護において利用できる場合は、同サービスを優先する。

2 宿泊を伴う外出においては、初日及び最終日以外について 1 日あたり 8 時間を上限とする。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

（1） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15

条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずるもの

- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

（利用手続）

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、移動支援事業利用者登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 受給者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を提示し、事業者に直接依頼するものとする。
- 4 利用者又は利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用者登録変更・中止届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 利用者の住所等を変更した場合
 - (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
 - (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者又は利用者の保護者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(事業者登録の要件)

第8条 要綱第11条第3項の規定に基づき登録を受けることができる事業者は、次に掲げる要件のすべてを備えていなければならない。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 移動支援事業に係るサービスの提供に当たる者として、次のアからクまでのいずれかに該当する者を有していること。
 - ア 介護福祉士
 - イ 介護職員基礎研修の修了者
 - ウ 居宅介護従業者養成研修における1級から3級までのいずれかの課程を修了した者
 - エ 訪問介護養成研修における1級から3級までのいずれかの課程を修了した者
 - オ 行動援護従業者養成研修の修了者（知的障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了した者を含む。）
 - カ 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
 - キ 平成18年9月30日までの間に視覚障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了した者
 - ク 平成18年9月30日までの間に全身性障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了した者

(事業者の遵守事項)

第9条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるよう事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならぬ。

- 2 事業者は、その移動支援事業に係るサービスの提供に、前条第2項アからクまでに掲げる者以外の者を当たらせてはならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員（以下「従事者」という。）の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。
- 6 事業者は、利用者への虐待防止のため、必要な措置を講じなければならない。
- 7 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年2月1日決裁）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月19日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年2月24日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市移動支援事業実施要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

項目	内 容	
1 移動の種類	① 社会生活上必要不可欠な移動	<p>ア 権利・義務に関する相談・手続き</p> <p>イ 学校行事への参加、PTA活動など</p> <p>ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど</p> <p>エ 日常生活上必要な買い物など</p> <p>オ 理容、美容、着付けなど</p> <p>カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など</p> <p>キ 官公庁や金融機関への外出</p> <p>ク 公的行事への参加</p> <p>ケ その他前各号に準ずる移動支援</p>
	② 社会参加のための移動	<p>ア 各種行事・研修会</p> <p>イ 冠婚葬祭</p> <p>ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加</p> <p>エ 初詣・墓参りなど社会的習慣</p> <p>オ ボランティア活動など</p> <p>カ 通学のための一時的利用(緊急やむを得ぬ場合)</p> <p>キ 通所のための一時的利用(緊急やむを得ぬ場合)</p> <p>ク 外食</p> <p>ケ レジャー・レクリエーション・旅行(宿泊先での移動)・スポーツ観戦</p> <p>コ 映画鑑賞・観劇等</p> <p>サ その他前各号に準ずる移動支援</p>
	対象としない移動支援	<p>ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援</p> <p>イ 病院への通院等(身体介護や乗降介助(介護保険制度を含む)等を利用できない場合を除く)</p> <p>ウ 介助者自ら運転する介護輸送(無償・有償は問わない)</p> <p>エ ギャンブル・飲酒を目的とした移動支援</p> <p>オ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援</p> <p>カ その他、経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用する方が適当ないと認められる移動支援</p> <p>キ 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する支援</p> <p>ク その他前各号に準ずる移動支援</p>
2 付随した行為	①情報の伝達	<p>ア 視覚障害児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。</p> <p>イ 全身性障害児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。</p> <p>ウ 知的障害児・者には、行き先の指示・案内などを行う。</p>
	②代行行為	<p>ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為を本人の指示どおり代行するが、その際は、第三者のいるところで本人の確認を受けることとする。</p> <p>イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。</p>
	③身体介助	<p>ア 移動介護中において発生する食事・着脱衣・排泄など、身体介護を必要とする場合に行う。</p>
	④利用者が行う活動への支援	<p>ア 講演会、スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先での介助を含めた支援を行う。ただし、資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴う活動などを除くこととする。</p>

様式第1号（第5条関係）

移動支援事業利用者登録申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名

次のとおり移動支援事業の利用者登録を受けたいので申請します。

利用対象者	氏 名			
	住 所 電 話 番 号	深谷市 電話番号 ()		
	生 年 月 日	年 月 日 生		
保護者	氏 名	(利用対象者との続柄)		
	住 所 電 話 番 号	電話番号 ()		
	緊急連絡先 (勤務先等)	(電話番号 ())		
本人の状況	日常生活の状況 (障害状況、介護 にあたっての注意 事項等)	日常 生 活 の 場		
		日常 生 活 の 状 況		
	既 往 症			
	手帳取得状況等	通院している病院		
服 薬 状 況				
身体障害者手帳		有 (第 号)	・	無
療 育 手 帳		有 (第 号)	・	無
精神障害者保健福祉手帳	有 (第 号)	・	無	
更生相談所、児童 相談所等の判定・ 診断の有無	有 ・ 無 (判定機関名 (判定年月日 昭・平 年 月 日))			
備 考				

様式第2号（第5条関係）

移動支援事業利用者登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

年 月 日 付けで申請のあった、移動支援事業利用者登録について、次のとおり承認・不承認したので通知します。

登録番号	第 号	
登録利用者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日生
登録決定年月日	年 月 日	
不承認の理由		
備考		

様式第3号（第5条関係）

移動支援事業利用者登録変更・中止届

年 月 日

深谷市長 あて

住 所

申請者

氏 名

移動支援事業の利用者登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		